

平成29年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年2月9日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

1 開催日時 平成29年2月9日 午後1時30分

2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室

3 出席委員 19名

1番委員 櫛 浩 武 重	2番委員 櫻 井 孝 司	3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一	5番委員 廣 田 尚 夫	6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男	8番委員 吉 野 拓 夫	9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一	11番委員 森 下 一 郎	12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明	14番委員 原 澤 幸 雄	15番委員 原 澤 章
16番委員 原 澤 孝 一	17番委員 内 海 美 津 江	18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子		

4 欠席委員 0名

5 議事録署名委員

6番委員 石 坂 達 夫 7番委員 今 井 育 男

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聰 書記 泉 雪 江

7 会議に附した事件

議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号 農用地利用集積計画に関する意見決定について
議案第 7号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

(1)形質変更届の期間延長について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
顛 末

議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に6番委員石坂達夫・7番委員今井育男を指名し議事に入る。
| 引き続き、4の議事に入ります。
| 議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があつたので、決定を求める。

別紙記入事件2件。

2ページをお開きください。

◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の畠ですね。〇〇さんから〇〇さんへ贈与ということです。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

5番委員

5番、地区担当の廣田です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

所有権の移転ということで、資料3-1を参照していただきまして、場所的には、〇より〇北へ1.2kmほど進んだ〇出入り口〇沿いのところです。1月29日、日曜日、現地調査、梅が数本管理されています。譲渡人の弟さんは、〇在住で管理が厳しく、申請者、譲受人兄が贈与を受け、耕作管理したいということでした。

調査事項1、権利を取得しようとする者、その世帯員が耕作するに關しましては、1月31日譲受人の〇〇さん本人の意思も確認でき、実行は確実と思われます。

2、権利を取得後の耕作面積は10a以上であるかは、面積135m²ですが、畠、田んぼ合わせて70a以上であり、クリアされています。

3、周辺農地の利用に支障を生じないかは、周辺も梅林となっていますので、支障ありません。

4、その他に想定される懸案事項は、特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件につき、ご意見、質問等ございましたら挙手の上、発言願います。いかがですか。ありませんか。

なければ許可と決したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは許可と決します。

続きまして、番号2番、〇の畠ですけれども、〇〇さん所有の畠ですね。〇の〇〇さんに売買による所有権移転です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

16番委員

16番、原澤です。

これは先ほど事務局から説明があったとおりの事由のところで、その場所は

○から上ったところの坂を上り切ったすぐ右折の今矢印の反対のほうへ行くとホウキグサの畠があるんですよ。その一帯に牧草地のこここのところなんです。それで緑のもっと濃いところは竹がここに生えちゃったんだけれども、去年、みんなこれ畠の状態に戻しました。それで今牧草になっています。そういう地形のところです、場所的には。

以上ですけれども、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま原澤委員より説明をいただきました。

この案件につきまして質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。

特になければ許可と決したいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは許可と決します。

続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があつたので、意見の決定を求める。

別紙記入事件3件。

4ページをお開きください。

◇(議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、転用理由を朗読、説明。)

以上です。

議 長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、○の畠の件ですけれども、○○さんという方ですね。同じく○の○○さん、○○さんに売買による所有権移転で、車庫用地としたいという案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしくお願ひします。

5条申請のこの調査について結果を報告いたします。

譲渡人が○○さん、ここですね。今回の対象地、申請地がこの部分で、農地だった、地目畠ですけれども、この宅地、40年前、昭和51年のころ、この家を先代の人が建てて、後でここを物置というか、現在は車庫として使っているんですけども、それを増設したと。そのときに同じここの地主の土地の、亡くなつたんで、名義になっていますけれども、それとこっちは地目が畠というところに車庫建物ができているという状況になっています。ですので、現状宅地ということで、始末書添付ということの申請なんですけれども、そういうことなものですから、転用によって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置等とか細かくあるんですけれども、現状が宅地ということで、買ってからもうこの形のまま使うということ、40年近くこの形だったものを売買によって所

	有権を移転するというだけのもので、形は変わらないので特に問題はないというふうに私は見てきました。よろしくお願ひします。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>櫻井委員からご報告いただきました。</p> <p>ちょっとお聞きしたいんですが、車庫が建っているところのこの地図でいうと右側にちょっと出っ張りがありますよね。そこは現在どういうふうな状況ですか。</p>
2番委員	そこは隣接が墓地になっていまして、それで。
議長	墓地になっていて、その墓地の手前、北側。
2番委員	今のところ冬だから枯れ草がある状況でしたけれども、花を植えたり、あとは宅地に変更になるんですけれども、タロッペを植えたりしようかななんというふうなことは言っていました。畑も庭の一部として使うには車庫でちょっと分断されますので、だからそこを農地として残しておけばよかったんですね。
事務局	申請上で確認させてもらったら、このまま今の状況で裏庭みたいな形で家庭菜園を前もやっていたのは事実らしいんですね。そのまま使われるということで、一部庭用地と出ている部分が、転用してしまうと農家でなければ家庭菜園の庭になってしまふんで、使われ方は車庫以外の部分については裏庭みたいな形で家庭菜園みたいな用途になるというお話を伺っています。
議長	面積は幾らもないですよね。
事務局	全体で116m ² ですので、およそこの様子から見ると半分以下、畑の部分は三、四十m ² ぐらいのように思われます。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件につき質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがでしょうか。</p> <p>意見がなければ許可相当と決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは許可相当と決します。</p> <p>続きまして、番号2番と3番ですね。関連して2番と3番、同時に審議したいと思います。</p> <p>○の〇〇さん所有の地目は畑ですね。畑が全部で7筆、それを〇の〇〇に、売買による所有権移転で太陽光発電施設用地と一部植林用地という案件です。</p> <p>担当委員さんの報告をお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番、高橋です。</p> <p>2月5日に高宮委員と2人で現地に行ってきました。それで、場所は〇で〇の入り口にあります。ここが畑なんですけれども、さっきも説明があったように、何十年も前から荒らしてあります、この〇〇さんは〇に住んでいたんで</p>

すけれども、私が覚えがあるに、何十年か前に引っ越して〇のほうへ行って、家は形はあるんですけれども、庭からやぶのようになっているような状況で、もう今は住んでいません。それで、さっき説明したようにこれもうみんなやぶになっちゃっていて、去年多分この辺の木は皆切って、準備するために切ったかどうかわからないですけれども、切ってきれいにし始めてありました。それで古物商の〇〇さんがここら辺にいろいろまだ車とか材木とか置いてあって、この間、行ったときにこれ片づけ始めていましたんで、それで片づけるんで、地元の人の話はどうかと聞いたら、説明会があってここら辺みんな共有になるんですね、〇の。それで境目にくいを打ったり、地元の人が都合のいいように、この辺に道も少しこういうふうに残してもらえばありがたいといって、地元の人は承諾して、地元の人たちに沿ったやり方でやってくれるんだということを言っていました。

それでここが山林になる、山林予定地、こことここですね。ここはもう全然日陰で、道下側の傾斜があるので、太陽光発電の用地には全然向かないということで木を植えるらしいです。それでこの辺の日陰になりそうなもの、これは違ううちの山林になっているんですけども、これも木を刈って、切ってくれると言っていましたんで、ここは〇に行く道で、日陰になっていて今雪が解けなくてすごい山になっているんだけれども、今度ここが切られれば明るくなったり、日当たりがよくなるんじゃないかなということで、地元の人は歓迎というか、ここが明るくなって非常にいいんじゃないかなということで言っていました。

それで資金面とか、目的は許可があり次第、すぐ始めるということあります。

周辺には、農地が形的にはあったんですけども、荒れ放題、荒れていて、農地に対する影響はありません。このやぶがなくなることによって、猿とかいろいろなそういう獣害の不安みたいなものがあるんじゃないかなということでいいんかなと思ってみてきました。

どうぞ審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま高橋委員より報告いただきました。

結構面積広いんですけども、この案件につきご意見、質問等ございましたら、拳手の上、発言願います。ございませんか。

1番委員

1番、櫛済です。

先ほど大規模ということで県のほうの審査というようなことで、ちょっと説明をしてくれる。大規模という場合、大体1反歩とか、その辺の面積とか、それからこれが可能かどうか。

事務局

今回、昨年4月に大規模な農地法の改正があって、今回3,000m²、30aを超える転用事案については、県の審議委員会の意見書も農業委員会からもらって、これを添えて県知事に進達してくださいという制度にかわりました。3,000m²以上の転用事案ということになっております。今回も2月16日にJAビルで常設審議委員会があって、その地区は沼田市の農業委員会長さんが代表で出ていただいて、2支部の大きいところの農業委員会の会長さん数

名で構成されているとのことです。事務局のほうで話を聞かせていただいたら、所定の書類をつくらせていただいて、事務局で説明して、意見をいただいて、その意見と農業委員会の意見を同時に県に進達するということでございます。

もう1件は、開発可能かどうかというお話なんですが、ご説明させていただいたとおり、この地区、一般的には農地法の転用ができるかどうかというのは、農地の種別、第1種農地、第2種農地、第3種農地とあるうちの第3種農地というのは都市計画区域の用途区域にかかるところ、農振地区じゃない場所とかですね。第1種は例えば土地改良事業施行済みとかですね。あともう1種類、集団として、10ヘクタール以上の集団の農地については、第1種に該当して原則不許可、許可できないという形になっております。こちら県と相談して確認したところ、集団の農地は、近くにはこちらを含めて5ヘクタール程度しかございませんので、したがって第2種農地ということになって許可の可能性がある農地ということになっております。

ごらんのとおり、ご説明したとおり農振農用地ではない、要は白地でございますので、農業振興上の問題がないという形になってしまいしますので、許可は可能性があるということです。

もう1件、近くに皆さんこの間も行っていただいた大規模の〇の土地改良をやった農地がございます。間に山林が入っておりますので、分断されるという形になりますので、その辺も考慮して、こちら大きい農地と〇のこの農地としては、ここに山林が入っちゃっていますので分断されて、〇集落とこの入り口のこちらのほうは農用地として利用されていなくても、農用地としてカウントしたとしても、〇集落の周辺の農地でおよそ5ha程度とはからせていただきましたので第2種農地ということになりますので、開発になる可能性があるということになります。

昨年9月に1,000m²以上で町の開発協議が必要になります。前段で開発構想の申請というのを昨年9月に提出されて、ご紹介のほうだけは昨年9月の農業委員会のときにさせていただいたところでございますが、同時にこの構想でいろいろ町のほうから、農業委員会についても意見、要望が必要ですのでというお話をさせていただいて、周辺農地の影響がないようにということで、意見を付せさせていただいたところでございます。

この後、農業委員会の転用の申請と町の開発協議に進んでいきますので、その辺についてはそちらについても用地協議という形になります。

申請の中で農地以外でも災害、雨水等を含む大規模な面積で大量に雨水等、土砂の流出等が懸念されるところなんですが、今回農業委員会についても開発区域の計画の中で、かなり雨水処理も気を使った開発ではないかなと。私はそっちの方面に詳しくないところなんですが、見させていただいたところでございます。

後に町の開発協議に入れば、当然災害の心配等は、都市計画部門で大分心配をしていただけるのではないかかなと思います。

以上、説明です。よろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

1番委員

はい。

議 長	ほかに何かありますか。ございませんか。 なければ許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは許可相当といたします。 引き続きまして、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願ひいたします。
事務局	6ページをお開きください。 議案第6号農用地利用集積計画に対する意見決定について。 次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。別紙記入事件4件です。 次のページをお開きください。 農用地利用集積計画の概要でございます。田は、賃貸借の通年4, 339m ² 、合計4, 339m ² です。貸し手は2戸、借り手は2戸でございます。設定期間は、田は2年、10年です。 8ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。 以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございます。 8ページに総括表がありますので、見ていただいて、この案件について、質問、意見等がございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。ありませんか。 なければ承認していきたいと思います。よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは許可相当と決します。 続きまして、議案第7号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願ひいたします。
事務局	9ページをお開きください。 議案第7号農用地利用配分計画案に関する意見について。 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。別紙記入事件1件です。 次のページをお開きください。 ◇(議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、計画内容を朗読、説明。) 以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	番号1番ということで、○の〇〇さん所有の田を農地中間管理機構の群馬県農業公社を経由して、〇の〇〇さんに貸し付けるという案件です。 担当地区の櫻井委員さんの意見をお願いしたいと思います。
2番委員	この件については〇〇さんの状況というか。
議 長	この経営が引き続き順調に行われるかどうかというのを、ですから備考のと

ころに1のところに貸し付け後における周辺農地への影響があるかないか、例えば田んぼをそのまま田んぼとして使うということでしたら影響はないと。

2番委員

そうですね。今まで、去年までつくっていた人いたんですけども、田植えをしておきながら稻刈りをしないで終わってしまったというところで、それで今回また水田で使うということですので、問題はないと思います。

議長

2番は、必要な農作業に従事する見込みがある。要するに○○さんが確実に耕作できるかどうか、そういうことです。

2番委員

自作地で271aやっていますけれども、まだ生産意欲がかなり旺盛で、彼らでも借りてやるぞということで、従事する人数は2人ですけれども、大丈夫だと思います。

議長

3番は、借り受け希望者の貸し付けの適否ということで、これはちょっと櫻井さんの判断でよろしいなと思いますが。

2番委員

本人は農機具としては田植え機1台とトラックがあるのみで、あと一切のトラクターとか機械は何もないですけれども、○○というところでコンバインだととかトラクターだととか、そういう一式のオペレーターをやっていまして、それを利用してやるということな物ですから、十分面積がふえてもできると思います。

議長

ありがとうございました。

今担当地区の委員さんからいただきました。この案件につき、意見、質問等ございましたら、挙手の上、発言願います。ありませんか。

なければ、承認と決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認とさせていただきます。

続きまして、5番、協議事項・報告事項、(1)形質変更届の期間延長について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

今回該当者がいらっしゃるんですが、報告事項ということですので、特に退席は必要ないと思われますので、ご了承いただければと思います。

11ページをごらんください。

報告・協議事項(1)形質変更届による届け出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、申請者、届け出する土地の表示、地目、面積、所有者、形質変更の概要を朗読、説明。)

以上、報告、終了いたします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、6番、その他ということで委員さんの中で何かあれば。ありませんか。

なければ、閉会にしたいと思います。

事務局 　　ありがとうございました。それでは閉会を吉野職務代理にお願いいたします。

閉 会 　　みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

[午後2時16分]